

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年12月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年12月11日（金）午前9時30分～ 東庁舎1階会議室101

2 出席者

総務課 川村課長、金井副主幹、佐藤主査

3 件名

令和3年度白井市行政組織の再編について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・係制を試行している課において、係長に係長手当はあるのか。  
→現時点では係長手当はない。今後の検討課題とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部総務課

件名	令和3年度白井市行政組織の再編について	
現状・課題	<p>1 行政組織について 今後、定員管理において職員数を減少することとしている。また、管理職をはじめ知識と経験を有する職員の大量の定年退職者が見込まれる状況にある。さらに、人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢の変化や人口減少に伴う市税収入の減など厳しい財政状況が見込まれる中、効率的かつ効果的な組織の構築を目指し、組織のスリム化を図る必要がある。</p> <p>2 係制について 平成31年度から試行導入しており、課題や問題点を整理し、検証を行った後、市の実態及び目指すべき姿を踏まえた上で制度化し完全係制移行を目指すこととした。 引き続き、課題や問題点を整理し、検証を行う必要がある。</p>	
付議事案	目的	平成29年度に策定した「白井市行政組織再編基本方針」に基づき、限られた職員数で多様化する行政課題等に柔軟かつ的確に対応できる組織体制を構築するため、行政組織の再編を行う。
	対応方策	<p>令和3年度及び令和4年度以降に実施する組織の統廃合及び事務移管について、協議・検討し、効率的かつ効果的な行政組織及び組織体制の構築を目指した。 また、併せて平成31年度から一部試行導入した係制について、今後の運用に当たっての検討を行った。</p> <p>1 行政組織について ●事務の移管について (1)アダプトプログラム事業を市民活動支援課から環境課へ移管する。 (2)防犯灯管理業務を市民活動支援課から道路課へ移管する。 ●組織の名称の変更 (1)環境課の「環境保全・放射線対策班」の名称を「環境保全班」に変更する。 ●その他 (1)市民環境経済部長の併任である農業委員会事務局長を単独設置とする。</p> <p>2 係制について 令和3年度も試行を続けることとし、引き続き検討を行う。 なお、令和3年度から新たに13係を試行に加える。</p> <p>3 事務を整理する時限設置の組織について 令和3年度は再任用職員を除く職員数が減少すること及び検討委員会での意見を踏まえ、当分の間、設置を見送る。</p>
論点(決定を要する事項)	<p>1 令和3年度の行政組織について</p> <p>2 係制について</p> <p>3 事務の整理を行う時限設置の組織について</p>	



## 令和3年度白井市行政組織体制について

### はじめに

令和3年度白井市行政組織の編成に当たっては、適正な職員数の管理を行うとともに、限られた職員数で多様化する行政課題等に柔軟かつ的確に対応できる組織体制について検討を行いました。

### ●検討委員会会議開催回数 3回

検討に当たっては、白井市行政組織再編基本方針（平成29年度策定）に基づき、令和3年度に実施する組織の統廃合及び事務移管、また令和4年度以降に実施する組織の統廃合及び事務移管について、協議、検討し、効率的かつ効果的な行政組織及び組織体制の構築を目指しました。

また、併せて平成31年度から一部試行導入した係制について、今後の運用に当たっての検討を行いました。

### 1 白井市行政組織体制及び事務移管等について

行政組織再編検討委員会において検討を重ね、令和3年度は組織の再編は行わず、事務移管や班の名称の変更などを行うこととしました。

#### ●令和3年度に実施する事務移管

- ・市民活動支援課のアダプトプログラム制度を環境課へ移管

アダプトプログラム制度は、環境美化活動の支援・協働の制度であり、市民参加条例の制定により、市民活動支援課（当時は市民参加推進課）において創設した事業ですが、環境課においても同趣旨の制度を実施していることから、市民の窓口を一本化するものです。

- ・市民活動支援課の防犯灯管理業務を道路課へ移管

防犯灯の管理は市民活動支援課で業務を行っていますが、道路課の業務である街路灯と防犯灯を一元管理とすることで管理や事務の効率化が図れることから、道路課に防犯灯管理業務を移管するものです。

## ●令和3年度に実施する組織の名称の変更

- ・環境課の「環境保全・放射線対策班」の名称を「環境保全班」に変更

放射線対策業務を廃止するわけではなく、班の名称に「放射線対策」が入るきっかけとなった東日本大震災から10年が経過し、**市内の放射線量の自然減衰による業務量や放射線対策事業の縮小が見込まれるため**名称を変更するものです。

また、近隣自治体も組織の名称から「放射線対策」**を表記しない自治体が多くなっています。**

**なお、今後は環境保全の観点から必要な事業を行っていくこととし、行政組織規則の事務分掌にある以下の事務は、現状のままとします。**

- ・放射線対策に係る方針の総合調整に関すること。
- ・放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

## ●その他

- ・農業委員会事務局長の単独設置

農業委員会事務局長は、平成29年度まで農政課長の併任、平成30年度は単独設置、平成31年度から市民環境経済部長の併任となっています。

農業委員会の職員については、農業委員会等に関する法律第26条第5項の規定により、専任職員の配置が努力義務とされています。

また、農業委員会は農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進を図ることが職務となっています。一方で、これからの当市の企業誘致の進め方は、北千葉道路IC周辺への産業機能の集積を取組目標としており、市街化調整区域（農振農用地などの農地）**を活用した**企業誘致が必要となっています。

これらのことにより、農地の保全と企業誘致の両面から、適切な職の役割分担を行うため農業委員会事務局長を単独設置（7級職を予定）するものです。

なお、印旛郡市で単独設置でない農業委員会事務局長は、四街道市と栄町のみとなっています。

## 2 係制について

係制については、平成31年度から一部試行的に実施しているところです。

係制の狙いは、

- ・職員数が減少し組織をスリム化していく中で、係や班のマネジメントをする人が必要であること。
- ・係長を経験することで管理職の人材育成につながること。
- ・スタッフ制を行ってきた中での問題点として、それぞれの業務が個人の仕事と捉えられてしまい、担当以外は業務内容が理解されにくいという状況が多くみられるため改善を図ること。

これらのことから、係制に移行し、係長のマネジメントと組織力で体制強化を図るものです。

今後、完全係制を目指すこととしていますが、すべての組織で係制が機能するものではないため、業務によっては、スタッフ制を適用する際の仕組みづくりが必要となります。

係制の試行を開始してから2年目となり班制と係制の両方を経験している職員も増えてきていることから、全職員を対象としたアンケート調査に加え、すでに係制に移行済みの部署に別途調査を行って検討を進めていきます。

なお、来年度新たに試行に加える係は次のとおりです。（計13係・合計26係）

- ・総務部秘書課広聴・魅力発信係
- ・総務部危機管理課危機管理係
- ・企画財政部企画政策課企画政策係
- ・企画財政部財政課財政係
- ・市民環境経済部市民課市民係
- ・市民環境経済部産業振興課商工振興係
- ・市民環境経済部環境課環境保全係
- ・福祉部社会福祉課生活支援係
- ・健康子ども部保育課保育係
- ・健康子ども部保険年金課保険年金係
- ・健康子ども部保険年金課保険税係
- ・教育部生涯学習課スポーツ振興係
- ・教育部文化センター図書館係

### 3 その他

今後の市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢の変化や厳しい財政状況が見込まれ、職員数を抑制していく必要があることなどから、事務の整理（廃止・統合等）を進める必要があります。

このような中、事務の整理を進めるためには、各々の担当課が行うのではなく専門の組織を設置して取り組んだ方が良いのではないかとの意見があり、こうした組織の時限設置についても検討してきました。

しかしながら、令和3年度は再任用職員を除く職員数が減少するため組織の新設が困難な状況です。さらに、事務事業評価や行政改革での取り組みとの整理が必要であり、検討委員会においても今まで行政改革や事務事業評価で取り組んでいるので、新たな組織を作るのではなくこうした取り組みの中で進めていくべきとの意見や、事業の廃止などを一律の判断（基準）で行うことは難しいのではないかと、というような意見があったことから、当分の間設置を見送ることとします。